

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p style="text-align: center;">《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p style="text-align: center;">委託研究開発契約書</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)</p> <p>(2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者役職①》</p> <p>(3) 委託期間:平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)</p> <p>(4) 当事業年度における委託研究開発費: 《委託研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円) (※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、<u>研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」別記1</u>のとおりとする。 (※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5) 当事業年度における研究開発目的及び内容:<u>研究開発計画書「Ⅱ. 研究開発の内容」別記2</u>のとおりとする。<del>なお、</del>本委託研究開発の遂行に当たっては、<del>別途、</del>甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p style="text-align: center;">委託研究開発契約書</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)</p> <p>(2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者役職①》</p> <p>(3) 委託期間:平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)</p> <p>(4) 当事業年度における委託研究開発費: 《委託研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円) (※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、別記1のとおりとする。 (※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記3第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5) 当事業年度における研究開発目的及び内容:別記2のとおりとする。なお、本委託研究開発の遂行に当たっては、別途、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>(6) 契約一般条項:別記<u>31</u>のとおりとする。                      (7) 特記事項:別記<u>42</u>のとおりとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《契約締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号                      国立研究開発法人日本医療研究開発機構                      契約担当職 理事長 末松 誠</p> <p>(乙)</p>	<p>(6) 契約一般条項:別記3のとおりとする。                      (7) 特記事項:別記4のとおりとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《契約締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号                      国立研究開発法人日本医療研究開発機構                      契約担当職 理事長 末松 誠</p> <p>(乙)</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新			旧		
別記1			別記1		
当事業年度における委託研究開発費の内訳 (単位:円)			当事業年度における委託研究開発費の内訳 (単位:円)		
直接経費	大項目	金額(円)	直接経費	大項目	金額(円)
	物品費			物品費	
	旅費			旅費	
	人件費・謝金			人件費・謝金	
	その他			その他	
直接経費小計			直接経費小計		
間接経費			間接経費		
合 計			合 計		
<p>(※1)本委託研究開発の遂行上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用が直接経費の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <p>(※2)消費税額及び地方消費税額を含む。</p>			<p>(※1)本委託研究開発の遂行上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用が直接経費の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <p>(※2)消費税額及び地方消費税額を含む。</p>		
別記2			別記2		
—当事業年度における研究開発目的及び内容: —《当事業年度目的》			当事業年度における研究開発目的及び内容: 《当事業年度目的》		

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>別記 <del>3</del><u>1</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として、<u>研究開発代表者、研究開発分担者またはこれらに相当する肩書きを付与された者のうち</u>契約項目(2)に掲げられる者をいう。</p> <p>(7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し<u>または乙からの委嘱を受け</u>、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書 <u>(本契約締結後に改訂されたものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発に関し当事業年度についての研究開発計画書 <u>(甲の承認を得て変更されたものを含む。その後の変更を含む。)</u>をいう。</p> <p>(13)～(20-2) 略</p> <p>(21) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、<u>以下に掲げるもの並びに国の府省庁</u>が策定する<u>その他の</u>不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p><del>ア 文部科学省関係</del></p> <p><u>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)</u></p> <p><u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正。その後の改正を含む。)</u></p>	<p>別記 3</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。</p> <p>(7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書をいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発に関し当事業年度についての研究開発計画書(その後の変更を含む。)をいう。</p> <p>(13)～(20-2) 略</p> <p>(21) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるもの並びに国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>ア 文部科学省関係</p> <p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正。その後の改正を含む。)</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p><del>イ 厚生労働省関係</del>  <del>「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)</del>  <del>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)</del>  <del>ウ 経済産業省関係</del>  <del>「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省)</del>  <del>「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省)</del></p> <p>(22)～(27) 略</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第 2 条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、<del>本</del>研究開発計画書、<del>本</del>事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置</p>	<p>イ 厚生労働省関係  「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)  「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)  ウ 経済産業省関係  「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省)  「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省)</p> <p>(22)～(27) 略</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第 2 条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、本研究開発計画書、本事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。</p> <p>第 2 条の 2 略</p> <p>(乙の表明保証)</p> <p>第 2 条の 3 乙は、本委託研究開発に<del>関し</del><u>関し</u>において、<u>研究開発計画書において</u>研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び<del>研究開発計画書において</del><u>研究開発計画書において</u>研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>	<p>を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。</p> <p>第 2 条の 2 略</p> <p>(乙の表明保証)</p> <p>第 2 条の 3 乙は、本委託研究開発において、研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>(委託研究開発費の支払い)</p> <p>第 3 条 乙は、<del>別記 1 契約項目 (4) 当事業年度における委託研究開発費の金額</del><u>内訳</u>に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に 30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年 5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p> <p>第 4 条～第 6 条 略</p> <p>(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第 7 条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく<u>無償又は</u>有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該<u>無償又は</u>有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は</p>	<p>(委託研究開発費の支払い)</p> <p>第 3 条 乙は、別記 1 の金額・内訳に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に 30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年 5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p> <p>第 4 条～第 6 条 略</p> <p>(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第 7 条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>処分する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第 19 条第 1 項により中止された場合は、この限りでない。</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第 11 条 乙及び甲は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。</p> <p>2 乙及び甲が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。</p> <p>4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>5 乙及び甲は、第 1 条第 1 項第 14 号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とし、当該期間中、甲及び乙は、<u>書面による同意両者の合意</u>がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	<p>限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第 19 条第 1 項により中止された場合は、この限りでない。</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第 11 条 乙及び甲は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。</p> <p>2 乙及び甲が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。</p> <p>4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>5 乙及び甲は、第 1 条第 1 項第 14 号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とし、当該期間中、甲及び乙は、両者の合意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>



平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>7 <del>乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</del></p> <p>8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】 「平成○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、<u>「事業名」</u>「<u>研究開発課題名</u>」<u>委託研究開発△△委託研究</u>、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>(再委託) 第 14 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。</p> <p>2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先<del>にして、再委託先が</del>第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に定める事項を遵守する旨の誓約書を甲が指定する期間内に甲に提出させなければならない。</p>	<p>7 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。</p> <p>8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】 「平成○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構△△委託研究、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>(再委託) 第 14 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。</p> <p>2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先をして、再委託先が第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に定める事項を遵守する旨の誓約書を甲が指定する期間内に甲に提出させなければならない。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>4 本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 19 条第 1 項又は同条第 2 項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第 15 条 乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施に<u>あたりにおいて相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第1条第1項第 14 号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第 11 条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。)</u>(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>	<p>4 本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 19 条第 1 項又は同条第 2 項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第 15 条 乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(以下「秘密情報」という。))について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 乙及び甲は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>	<p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 乙及び甲は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>
<p>第 16 条 略</p>	<p>第 16 条 略</p>
<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。</p> <p>2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、<u>発明等及び知的財産権の利用状況</u>調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に必要の協力を行うものとする。</p> <p>4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p>	<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。</p> <p>2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、知的財産権の利用状況調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に必要の協力を行うものとする。</p> <p>4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 21 条 略</p> <p>(不正行為等に対する措置等)</p> <p>第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示</p>	<p>5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 21 条 略</p> <p>(不正行為等に対する措置等)</p> <p>第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。</p> <p>第 23 条～第 27 条 略</p> <p>(存続条項)</p> <p>第 28 条 第 2 条、第 2 条の 2、<del>及び第 13 条第 5 項において定める</del>国の不正行為等対応ガイドライン <u>並びに</u>、甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も、<u>期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて</u>存続する。</p> <p>第 29 条～第 30 条 略</p>	<p>損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。</p> <p>第 23 条～第 27 条 略</p> <p>(存続条項)</p> <p>第 28 条 第 2 条、第 2 条の 2 及び第 13 条第 5 項において定める国の不正行為等対応ガイドライン、甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も存続する。</p> <p>第 29 条～第 30 条 略</p>